

告示

埼玉県告示第五百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
矢来用水堰土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名
及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成三十年五月八日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	神田 潔	埼玉県東松山市大字下押垂百八十八番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	柴生田 実	埼玉県東松山市大字下押垂二百五十五番地一